

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名: 農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和4年度 島根県農業経営・就農支援センター事務局の設置及び運営業務に係る委託契約	R4.4.18	島根県農業協同組合 松江市殿町19番地1	14,366,100	167条の2第1項第2号	企画提案競技を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため。	農業経営課	
美味しまね認証支援業務	R4.4.1	公益財団法人しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1	23,870,000	第167条の2第1項第2号	業務に必要な農業生産工程管理の指導、審査技術を有し、「美味しまね認証」について生産者と利害関係を有しない組織は県内では同公社のみであるため。	産地支援課	
令和4年度 美味しまね認証残留農薬検査業務	R4.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	1検査あたり 33,000	第167条の2第1項第2号	食品衛生法第33条に規定する登録検査機関であり、同法第11条第3項の規定による残留農薬基準に対応した検査体制が整備され、当該試験検査に関する多くの実績がある。 事務所が、松江市に加え浜田市にあり、また、県内保健所等に定期的な検体回収窓口を確保し、県内全域をカバーしているため、当該委託業務が求める検体の受領及び送付体制が確立されている。 当該委託業務に係る協議・調整を綿密に実施し、業務の検査も円滑に実施できる。 以上の条件を備える者は、公益財団法人環境保健公社のみである。	産地支援課	単価契約 予定総額 11,606,100円
豚熱ワクチンの購入について	R4.4.8	MPアグロ株式会社島根支店 雲南市加茂町東谷97番地2	3,883,550	第167条の2第1項第2号及び第5号	県内の豚及び飼養イノシシに豚熱ワクチンを一斉接種するにあたり、ワクチンを大量に至急準備する必要があるため。	農畜産課	

令和4年度 中山間ふるさと水と土基金事業 ホームページ運営業務	R4.4.28	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	1,320,000	第167条の2第1項第2号	契約相手方は農業農村整備を推進する 県内唯一の公法人であり、関係市町と連 携した情報収集が可能であるとともに、各 棚田地域との繋がりも深く、情報の蓄積も 多い。 また、各種ホームページの運営にも精通し ており、地域からの情報等を基に適確で速 やかなホームページの更新が可能である ため。	農村整備課	
令和4年度 国営穴道湖西岸土地改良事業換地業 務	R4.4.28	島根県土地改良事業団体連 松江市黒田町432番地1	38,940,000	第167条の2第1項第2号	業務は高度の知識と豊富な経験が求め られ、土地改良換地士の資格を有する者 の専門的な知見が必要。連合会は換地士 が多数在籍し、総合的な地元調整能力を 有する唯一の団体である。	農地整備課	
令和4年度 農地農業用施設等災害復旧事業の補 助申請システムに係る運用業務	R4.4.20	島根県土地改良事業団体連 松江市黒田町432番地1	2,388,100	第167条の2第1項第2号	本システムを使用できるのは、島根県及 び島根県が認めた公共団体(市町村等)と 著作権を有する連合会のみである。した がって、システム運用業務ができる唯一の 団体である。	農地整備課	
令和4年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 しまねため池保全管理サポートセンター 運営業務	R4.4.1	島根県土地改良事業団体連 松江市黒田町432番地1	4,730,000	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援 等を行うため、高度な知識と豊富な経験が 求められる。 連合会は、これまでにため池の現地点検 や診断を実施しているほか、その結果を連 合会が管理・運営している「水土里情報シ ステム」に登録し、管理者等からの相談等 に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団 体である。	農地整備課	
令和4年度 ため池安全確保事業 しまねため池保全管理サポートセンター 運営業務	R4.4.1	島根県土地改良事業団体連 松江市黒田町432番地1	9,790,000	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援 等を行うため、高度な知識と豊富な経験が 求められる。 連合会は、これまでにため池の現地点検 や診断を実施しているほか、その結果を連 合会が管理・運営している「水土里情報シ ステム」に登録し、管理者等からの相談等 に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団 体である。	農地整備課	

令和4年度 島根県立ふるさと森林公園管理運営業務委託	R4.4.1	特定非営利活動法人 もりふれ倶楽部 松江市島根町野波351	10,056,200	第167条の2第1項第2号	提案競争を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため。	林業課	
令和4年度 しまね森林活動サポートセンター業務委託	R4.4.1	一般社団法人 島根県森林協会 松江市母衣町55	9,328,000	第167条の2第1項第2号	県内の市町村及び森林組合を正会員に持ち、島根県森林組合連合会や島根県水源林協議会が賛助会員で構成された団体であり、島根県の森林・林業情報を幅広く収集し、各種研修会の開催及び森林・林業施策の普及・啓発活動を行うなど広く県内の森林整備活動の実情を把握している。当該委託業務内容に精通し、業務を適正に実施できる唯一の団体であるため。	林業課	
令和4年度 原木生産・造林コスト縮減技術高度化研修業務委託	R4.4.1	公益社団法人 島根県林業公社 松江市黒田町432-1	10,296,000	第167条の2第1項第2号	林業公社は「林業労働力確保支援センター」に島根県知事が指定した唯一の団体である。設立から現在まで事業の合理化促進の支援すべき林業事業体を把握しており、実業に応じた的確な指導ができるため、この業務を委託できるのは公益社団法人島根県林業公社以外にない。	林業課	
令和4年度 新たな森林管理システム推進業務	R4.4.1	一般社団法人島根県森林協会 松江市母衣町55番地	11,765,600	第167条の2第1項第2号	一般社団法人島根県森林協会は、森林経営管理制度の運用に関し、森林経営等の技術的知見を要する市町村業務を支援するための新たな部署「森林経営推進センター」を設置しており、本業務を遂行できる体制を整備している県内唯一の団体であるため	森林整備課	
令和4年度 治山施設点検支援業務	R4.4.1	一般社団法人島根県森林協会 松江市母衣町55番地	7,421,700	第167条の2第1項第2号	一般社団法人島根県森林協会は、森林整備事業及び治山・林道事業等の普及・促進に関する事業等を行うことを目的として設立された法人で、治山施設の点検や防災講習会も事業として行っており、当該業務を適切かつ確実に実施できる県内唯一の団体である。	森林整備課	

島根県漁業取締船「せいふう」機械警備業務委託	R4.4.1	ALSOK山陰株式会社 松江市朝日町477番地17	2,475,000	第167条の2第1項第2号	現在、漁業取締船「せいふう」には、ALSOK山陰株式会社の機械警備機器が設置されており、その機器を他社が使用することはできない。 このため、当該施設の機械警備業務を他社が実施することとなった場合には、設置機器の撤去及び新たな機器設置について、現在の警備委託料を大きく上回る多額の費用が新たに必要となる。従って、既存機器を引き続き使用し、当該業務を実施可能な唯一の業者であるALSOK山陰株式会社と随意契約を結ぶこととする。	水産課	長期継続契約 (5ヶ年)
令和4年度漁港施設点検システム運用保守業務	R4.4.1	一般社団法人全日本漁港建設協会 東京都中央区八丁堀3-25-10 JR八丁堀ビル5階	1,320,000	第167条の2第1項第2号	システムの著作権を有し、システム構築を行った業者でなければ、業務の目的を達成することができないため。	水産課	
種苗生産等に関する業務委託	R4.4.1	公益社団法人島根県水産振興協会 松江市菅田町180番地	87,285,000	第167条の2第1項第2号	栽培漁業を推進する県内唯一の公益法人であるとともに中間育成放流や放流効果調査も併せて実施しており、効果的な栽培漁業の推進ができる唯一の団体であること。	沿岸漁業振興課	
三倍体イワガキの種苗生産技術開発に関する業務委託	R4.4.1	リージョナルフィッシュ株式会社 京都府京都市左京区吉田本町36番地1	10,000,000	第167条の2第1項第2号	水産分野においてゲノム編集技術等、高い品種改良の技術を持ち、可食部増量マダイの実用化など実績を有する唯一の企業であること。	沿岸漁業振興課	
島根県代系アユ作出に関する業務委託	R4.4.1	江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567番地1	4,488,730	第167条の2第1項第2号	400万尾の生産能力を持つアユの種苗生産施設及び中間育成施設を有するとともに、50年のアユ種苗生産業務の実績を有する県内唯一の団体であること。	沿岸漁業振興課	

<p>令和4年度 中海揖屋地区基幹水利施設管理事業 (一般型) 揖屋排水機場管理業務</p>	<p>R4.4.1</p>	<p>揖屋干拓地土地改良区</p>	<p>9,180,000</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>揖屋干拓地土地改良区は、土地改良法に基づく公法人であり、これまで農林水産省から揖屋排水機場等の管理委託を受けて管理業務を実施している。また、平成19年度からは、鳥根県から委託事業を受けて管理業務を実施しており、操作・管理に精通している。揖屋排水機場の運転・操作は揖屋干拓地土地改良区が管理する幹線・支援排水路、潮廻し水路の排水状況、水位調整と密接不可分である。</p>	<p>東部農林水産振興センター</p>	
<p>シカ適正管理対策委託事業</p>	<p>R4.4.1</p>	<p>出雲市 出雲市今市町70</p>	<p>25,253,000</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>シカ対策事業のメニュー(捕獲対策・被害防止対策・生息環境整備)を地元住民と調整を図りながら適切に実施でき、シカが生息している出雲北山山地で対応できるのは出雲市以外にないため。</p>	<p>東部農林水産振興センター 出雲事務所</p>	
<p>令和3年度 島根地区(浜田漁港)水産物供給基盤機能保全事業 現場技術業務委託</p>	<p>R4.4.28</p>	<p>一般社団法人水産土木建設技術センター松江支所 松江市津田町301</p>	<p>3,795,000</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>当業務は高度な専門知識を必要とし、また国の補助事業である水産物供給基盤機能保全事業により実施するものであり、「漁港漁場関係事務必携」によると、委託先条件として「水産基盤整備事業、海岸整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」とされており、該当する業者は(一社)水産土木建設技術センターのみであるため。</p>	<p>西部農林水産振興センター</p>	